

## 資料1

今後の十勝・帯広における高等教育の取り組みの在り方（案）について

令和5年2月  
帯広市

## 1 これまでの取り組みの考え方

人口減少が進む中、十勝・帯広では地域の強みを活かし、域外から人や投資を呼び込み、稼ぐ力を高め、持続可能なまちづくりを進めていくことが必要となっています。

これまで十勝・帯広では、食や農業などの地域特性・優位性を活かし、新たな価値の創出や魅力の発信などに取り組むフードバレーとかちと高等教育を結びつけ、帯広畜産大学を核とした取り組みを進めながら、地域の活力向上と高等教育周辺環境づくりを進めてきました。

## 2 取り組みの成果

これまでの取り組みを通し、帯広畜産大学を核に十勝内外の人材や企業、大学との多くの結びつきが生まれ、産業人などの人材育成、企業集積による共同・受託研究や商品・技術開発、地域課題解決に向けた学生主体の取り組みなど、高等教育とまちづくりが連携した取り組みが着実に進み地域の成長に寄与してきました。

### [地域で活躍する人づくり]

とかち高等教育推進まちづくり会議において具体的な協議テーマを定め、調査・研究、意見交換を進めながら、帯広畜産大学が人材育成プログラム、リカレント教育に取り組み、十勝・帯広の人材育成の体制整備が進みました。

### [国内外の大学との連携]

帯広畜産大学が国際協力活動や海外大学との学術交流協定を通じ、国際的な教育・研究、人材育成に取り組み、帯広畜産大学と海外とのネットワークの拡大が図られました。

### [企業、人材の集積]

帯広畜産大学を起点に域内外の企業が集積し、地域特性を活用した共同研究や受託研究の実施、新たな商品・技術開発などにより、十勝・帯広における知の集積が進みました。

### [人材の活躍の場・環境づくり]

帯広畜産大学の学生が主体となった地域課題の解決等の取り組みが進みました。

※出典：「十勝・帯広の高等教育の充実に向けたこれまでの取り組みについて」より抜粋

### 3 高等教育を取り巻く情勢

新しい知識・情報・技術があらゆる領域の活動基盤として重要性を増す「知識基盤社会」の時代と言われる中、高等教育機関は社会の負託に応え、社会の側も高等教育機関を支援するという関係性の構築が求められており、地方大学においても産業分野における付加価値向上の取り組みなど、地域の維持発展に向けた役割が求められています。

また、複雑化する社会において、その役割を担うため、学生や教員、教育プログラムの運営体制において、多様性と柔軟性の確保が求められています。

一方、18歳人口、大学進学者数は減少が続き、経営環境は厳しさが増してきており、特に地方大学においては、その傾向がより顕著に表れてきています。

こうした中、国は大学の経営力強化をはかるため、大学間の連携、統合を推進しています。北海道においては、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学の三大学の経営統合が行われました。

## 4 今後の取り組みの在り方

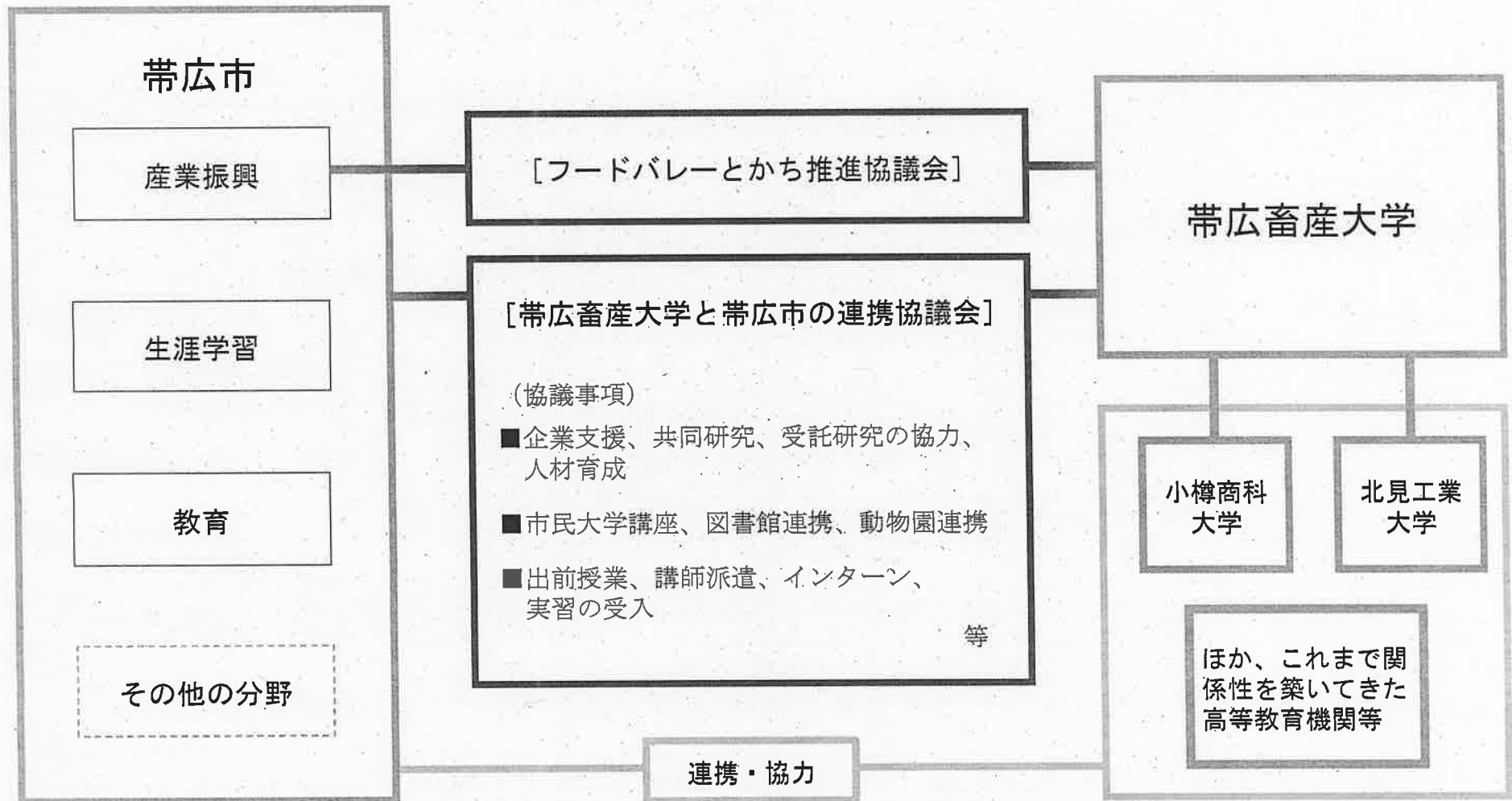
十勝・帯広において、人材が集積し、知の拠点である高等教育は新しい価値を創出する推進力となるものであり、地域と高等教育機関はともに発展していくことが重要です。

これまでの帯広市が主体となった新たな高等教育機関の設置に向けた取り組みは終了し、今後は食や農業などの地域特性・優位性を活かした新たな価値の創出に向け、帯広畜産大学を中心に築いてきた高等教育機関とのネットワークを活かし、連携をさらに深め、人材育成や企業支援などに取り組むこととします。

また、北海道国立大学機構の新たな取り組みを踏まえ、まちづくりの発展の可能性について模索するほか、まちづくりの各分野における課題の解決に向け、これまで関係性を築いてきた高等教育機関等と連携した取り組みを進めます。

とかち高等教育推進まちづくり会議については、今後の在り方を整理したことをもって解散し、今後の取り組みの検討、推進にあたっては、これまで主体となって進めてきた帯広畜産大学と帯広市の連携協議会、フードバレーとかち推進協議会などにより、引き続き連携して進めていきます。

## 4 今後の取り組みの在り方



## 4 今後の取り組みの在り方

新たな高等教育機関の設置に向けた取り組みの終了に伴い、高等教育整備を目的とした帯広市高等教育整備基金条例を廃止することとし、今後、条例廃止後の財源活用の在り方について検討を進めます。

帯広市高等教育整備基金条例（抜粋）

平成3年3月25日  
条例第2号

（設置）

第1条 地域の優れた人材を育成し、活力ある地域社会づくりに資するため、帯広市における高等教育整備の費用に充てることを目的として、帯広市高等教育整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（処分）

第4条 基金は、第1条に定める目的のためでなければ、これを処分することができない。